

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対する  
意見の募集結果について

警察庁において、平成21年10月9日から同年11月7日までの間、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案等に対する意見の募集を行ったところ、39件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第68号）

技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則（平成21年国家公安委員会規則第10号）

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第11号）

猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）

2 命令等の案を公示した日

平成21年10月9日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 参考

頂いた御意見の総数 39件

（内訳）

電子メール 36件

F A X 3件

郵 送 0件

「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

## 1 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令関係

### (1) 申請書に添付する医師の診断書

この項目に対しては、意見を募集した案の規制に賛成する立場から、地域的に精神科医が近くにいなかったとしても、精神科医ないしは同等の診察のできる資格を有する者の厳密な診断が必要である。といった御意見が、意見を募集した案の規制は厳格すぎるという立場から、現在の医師の診断書で足り、専門医の診断書に限る必要はない。田舎に住んでいる者については、専門医の要件を緩和してもらえないか。といった御意見がありました。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成20年法律第86号。以下「改正法」といいます。）により新設された、申請書に添付する医師の診断書に係る規定の趣旨は、猟銃等の所持許可又はその更新に際して、申請者が改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」といいます。）第5条第1項第3号及び第4号に定める欠格要件に該当するか否かについて判断することができる医師が診断書を作成すべきというものであることから、所持許可等に係る申請書に添付される医師の診断書については精神保健指定医等の専門医が作成したものであることが必要であると考えています。

また、

どこの病院・医師に行けばよいかわかるよう情報を公開することを条文に書き込むべきである。といった御意見がありました。

申請書に添付する診断書を作成することができる医師の情報を公開するためには、都道府県公安委員会があらかじめ医師を特定した上で公開する必要がありますが、そのような場合には、医療機関又は医師が過重に責任を負うのではないかと懸念して、特定を経て公開できるのが一部の医療機関又は医師となってしまう、その結果として、一部の医療機関又は医師に診断書の作成が集中してしまうことが考えられることから、法令においては診断書を作成することができる医師を特定し、公開することとはしなかったものです。

ただし、どこの病院・医師に行けばよいかについては、初心者講習等申請前の段階における情報提供や猟友会等の関係団体に対する情報提供を行うこととしております。

(2) 申請書の添付書類

この項目に対しては、

戸籍抄本や住民票の写しに代えて、戸籍謄本や住民票記載事項証明書も提出できることとした方がよいのではないか。

といった御意見がありました。

戸籍抄本や住民票の写しについては、従前より申請書の添付書類としてきたところであり、今回の改正で取扱いを変えるものではありません。

戸籍抄本を添付させるのは、申請書に記載されている本籍等が真正なものであるかを確認するためですが、戸籍謄本については申請者や同居している家族に関する事項だけでなく、同居していない家族等に関する事項も記載されているため、戸籍謄本を申請書に添付させることは適当でないと考えています。

また、住民票を添付させるのは、申請書に記載されている住所等が真正なものであるかを確認するためですが、他法令においても、本人の住所等を確認する場合には、住民票の写しを添付させることが一般的なことから、住民票記載事項証明書でなく、住民票の写しを申請書に添付させることとしたものです。

また、

外国人登録証明書の写しでは本人確認に不十分であり、外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の提出を求めるか、原本と照合するべき。といった御意見がありました。

他法令においても外国人の住所、氏名等を確認する場合には、外国人登録証明書の写しを添付させることが多いことから、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則においても同様に、外国人登録証明書の写しを添付させることで足りると考えています。また、必要があれば、法第13条の2の規定による公務所等への照会等により、十分な本人確認を行うことができると考えています。

また、

誓約書や破産者でない証明書類は不要ではないか。といった御意見がありました。

法第5条第1項第2号は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当することを欠格要件としており、銃砲刀剣類の所持許可等に係る申請に当たっては、これに該当しないことを証明していただく必要があります。破産者でないことについては市町村（特別区を含みます。）の長の証明書により証明することが可能であることから、これを申請書の添付書類とすることとしたものです。

また、欠格要件に該当するか否かについては改正法の趣旨を踏まえて厳格に審査を行う必要があるところ、改正法により拡充されたものも含めた各欠格要件について、許可申請者自らがそれらに該当しないことを確認した上で申請を行うことが適

当であると考えたことから、誓約書についても申請書の添付書類とすることとしたものです。

(3) 認知機能検査

この項目に対しては、

認知機能検査の受検期間は、6 か月前からとしてほしい。

といった御意見がありました。

認知機能検査は、その結果に応じて都道府県公安委員会が受診命令をし、申請者が銃砲刀剣類の所持許可の更新の欠格要件の一つである認知症であるか否かについての判断を行うために実施するものです。認知機能の低下は、急速に進行する場合がありますため、認知機能検査の受検時期は、銃砲刀剣類の所持許可の更新をする日に近接した時期である必要があり、所持許可の更新申請の期間と合わせることであります。

(4) 技能講習の申込手続等

この項目に対しては、

技能講習受講申込書に写真を添える必要はない。

といった御意見がありました。

技能講習受講申込時及び実施時に申込者本人であることを担保するため、都道府県公安委員会が保管する技能講習受講申込書の原本及び申込者が講習受講時に携行する技能講習通知書双方に受講者の写真を添付し、必要に応じて相互に照らし合わせるようにする必要があります。このため、技能講習の申込時には受講希望者の写真を添える必要があるものと考えています。

(5) 射撃指導員の基準

この項目に対しては、

高校の教員である射撃部顧問が射撃指導員になろうとする場合には、所持年数を不問としてほしい。

といった御意見がありました。

射撃指導員については、従前より指導に係る猟銃等を2年以上継続して所持している者であることを基準の一つとしています。射撃指導員が指導に係る猟銃等の操作及び射撃の技能を有し、かつ、このような技能の水準を維持するためには、指導に係る猟銃等を継続して所持することが必要であり、高校の教員である射撃部顧問が射撃指導員になろうとする場合についても、所持年数を射撃指導員の基準の一つとすることが必要であると考えています。

(6) 保管の委託を要しない場合

この項目に対しては、  
何丁まで委託を要しないのか。  
といった御質問がありました。

法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けて年少射撃資格者に対して指導を行う射撃指導員については、当該許可により所持している指導用の空気銃の所持数が3丁以下であるときは、当該空気銃の保管の委託は必要ありません。

(7) 帳簿の記載事項等

この項目に対しては、  
射撃場で実包を消費した場合に、実包の数量を疎明する書面とは、射撃場の射票で構わないか。  
といった御質問がありました。

射撃場で実包を消費したときに、帳簿に添付していただく当該実包の数量を疎明する書面とは、射撃場の射票、レシート等を想定しております。

また、  
帳簿は、電磁的方法による記録を可能としてほしい。  
といった御意見がありました。

帳簿は、国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第7号）を改正することにより、電磁的記録によることを可能とすることとしています。

(8) その他

その他には、  
更新申請の期間を従来どおり許可の有効期間が満了する日の2月前から15日前までの間にしてほしい。  
所持許可更新期間の改正については、経過措置を設けてほしい。  
といった御意見がありました。

改正法により欠格要件が増えたこともあり、猟銃又は空気銃の許可の有効期間が満了する日の15日前に許可の更新の申請がなされた場合は十分な審査ができないこととなるため、従来どおり新規の許可の際と同様に時間をかけた慎重な審査を行うためには、猟銃又は空気銃の許可の更新申請の期間については当該許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前までの間とすることが必要であると考えています。

また、この改正に伴い、施行日から起算して2月を経過する日までの間に有効期

間が満了する猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請期間については、有効期間が満了する日の2月前から15日前までの間とする経過措置を置くこととしています。

## 2 技能検定及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則関係

この規則案に対しては、

スキートしかやったことがない人がトラップで合否判定されるのではないか。

点数ではなく銃を安全に扱う点を教えるのが本来の目的ではないのか。

といった御質問がありました。

技能講習は、散弾銃については散弾銃射撃場においてトラップ射撃とスキート射撃でそれぞれ別の修了基準によることとしており、通常スキート射撃を行っている方は、その希望を踏まえて、スキート射撃で合否判定を受けることができます。また、技能講習は、基本的な猟銃の操作が十分でなかったり、射撃の技能が低下したことに伴う事故が発生していることから、このような事故を防止するため改正法により行うこととされたものです。したがって、この講習では、銃を安全に扱っているかどうかだけでなく、射撃の技能すなわち射撃の成績についても修了基準に含めることとしています。

また、

ハーフライフルについては、ライフル銃と同じ標的で講習を行うことは無理ではないか。

といった御意見がありました。

ハーフライフルについては、標的及び射撃回数等について大口径ライフル銃と同じ方法と修了基準で技能講習を実施することとしておりますが、ハーフライフルは、ライフル銃と同様に銃腔に腔旋を有する猟銃であり、高い命中精度を有していることから、ハーフライフルを使用した技能講習の実施方法については関係団体とも調整して御理解をいただいているところであります。

また、

技能講習の基準を、射撃教習や技能検定より簡単なものとしてほしい。

といった御意見がありました。

技能講習については、猟銃を所持しようとする者が合格又は修了しなければならない射撃教習又は技能検定の基準に準じて実施することから、経験者であれば達成可能なものであると考えています。

## 3 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則関係

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則案に対する御意見はありませんでした。

#### 4 猟銃安全指導委員規則関係

この規則案に対しては、

猟銃安全指導委員の推薦基準は具体的に決まっているのか。猟銃安全指導委員になる人には猟銃の扱いに関する相応の技量が欲しい。

といった御質問がありました。

猟銃安全指導委員に委嘱される前提となる推薦は、都道府県公安委員会があらかじめ定める活動区域ごとに、当該活動区域内に居住しており、当該活動区域の事情に精通していると認められる方の中から警察署長が行うことを予定しています。

なお、猟銃安全指導委員は、継続して10年以上猟銃の所持許可を受けている者から委嘱されることとされており、その職務として一斉検査時等における技術的協力を行うこととされていること等から、相応の知識及び技術を備えている者が推薦されることとなると考えています。

その他、県民体育大会に参加する選手については技能講習を免除してほしいなどの改正法等に関する御意見も頂いたところですが、これらも含め、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。